

間接経費措置額の削減割合の基準等について

1. 体制整備等に不備がある機関に対する間接経費措置額の削減について

(ガイドライン第4節2(1)関係)

(1) 間接経費措置額の削減基準について

ガイドラインの第4節2(1)①における「履行状況調査」の結果に応じ、又は特定不正行為が確認された機関において体制整備等に改善を求める必要があることが確認された場合に付与した「管理条件」について、文部科学省が実施する「フォローアップ調査」において履行が認められないと判断した場合は、表1のとおりその翌年度の間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

(表1)

「フォローアップ調査」の結果、「管理条件」 の履行が認められない回数	1回	2回	3回以上
削減割合	5%	10%	15%

※間接経費措置額の削減の対象は、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金とする。

※「管理条件」の履行が認められない回数は、「管理条件」の履行が、前年度の「フォローアップ調査」と比べ進展がある場合は回数を計上せず、進展がない場合に回数を計上することとする。

※間接経費措置額の15%の削減措置を講じている年度の「フォローアップ調査」において、「管理条件」の履行が認められない場合は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

(2) 間接経費措置額の削減措置等の解除について

間接経費措置額の削減措置又は競争的資金の配分停止の解除については、「フォローアップ調査」の結果、文部科学省が「管理条件」の着実な履行又は履行に進展があると判断した場合は、その調査結果の通知をもって配分機関はその翌年度から削減措置又は配分停止を解除することとする。

2. 調査機関における調査の遅れに係る間接経費措置額の削減について

(ガイドライン第4節2(2)関係)

配分機関は、調査機関から本調査を行う旨の報告を受けた際に確認した当該調査機関が定める規程等に基づく調査期間以内に、調査機関から最終報告書が提出されない場合は、調査期限を過ぎた日数に応じて、表2のとおり間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

ただし、最終報告書提出の遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分

機関が別途、最終報告書の提出期限を設けることとし、その提出期限を過ぎた日数に応じて、表2のとおり間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

(表2)

提出期限を 過ぎた日数	30日 未満	60日 未満	90日 未満	120日 未満	150日 未満	180日 未満	180日 以上
削減割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	10%

※最終報告書提出遅延による間接経費措置額の削減は、不正に関する告発等のあった競争的資金のうち平成27年度予算以降（継続も含む。）のものとする。

※間接経費措置額の削減の対象は、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金のうち、当該競争的資金とする。

※間接経費措置額の削減は、最終報告書が提出された日が属する年度の翌年度の間接経費措置額を対象とする。